

### 3-4 憲法9条と自衛隊・日米同盟 <基礎編>

9条の精神は生かされているのだろうか？

#### 憲法9条と自衛隊

日本国憲法は徹底した平和主義をかかげて出発したが、戦後もなくアメリカとソ連が深く対立するようになり（いわゆる冷戦）、1950年の朝鮮戦争をきっかけに、日本の平和主義は大きな曲がり角に立つことになった。

コメント [Tt1]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p139

朝鮮戦争が勃発すると、連合国軍総司令部（GHQ）は日本に警察予備隊をつくることを命じ、警察予備隊は保安隊をへて、1954年には自衛隊となった。しかし軍隊なみに武装した自衛隊が創設されたため、「自衛隊は戦力の不保持を定める憲法9条に違反しないのか」が問題となり、激しい論争が始まり、裁判も起こされた【①】。現在、憲法学者の多くは「自衛隊は憲法が保持しないとしている「戦力」に相当して違憲だ」とする見解だが、政府は「憲法は国家の自衛権まで否定するものではなく、自衛のために必要最小限の武力を持つことは憲法に違反しない」という立場である。

①憲法9条に関する裁判には、砂川事件(1957年)、恵庭事件(1962年)、長沼ナイキ訴訟(1969年)、百里基地訴訟(1958年)などがある。(-)は発生年。

コメント [Tt2]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p139

コメント [Tt3]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p139

#### サ条約と日米安保条約

朝鮮戦争の勃発によって、アメリカは「日本を資本主義陣営に属する国として独立させよう」と考えるようになった。この考えに沿って日本は1951年に、ソ連・中国などを除く国々とサンフランシスコ平和条約を結んで独立を回復すると同時に、アメリカ軍が日本に駐留し基地を使用することを認める日米安全保障条約を結んだ。この条約は、自衛隊創設後の1960年に、日本に対する武力攻撃に対して共同防衛の義務を負うことなど双務性を強めた日米相互協力及び安全保障条約（新安保条約）へと改定された【②】。

②この改定に対しては強い反対運動が繰り広げられたが（いわゆる「安保闘争」）、1970年以降は自動延長されている。

コメント [Tt4]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p139

#### 湾岸戦争後の日米関係

1991年に勃発した湾岸戦争で、日本はアメリカなどに約130億ドルの資金を提供したが、自衛隊を派遣しなかったことが日米間で問題となると、日本政府は「国際貢献」の必要性を唱えるようになった。激しい論争を経て、1992年に国連の平和維持活動(PKO)への自衛隊の参加を認めるPKO協力が成立すると、自衛隊の一部の部隊がカンボジアなどに派遣された。その後1990年代を通して日米の同盟関係は強化されていった。

③政府与党は、2010年以後に憲法を改正して、日本が自衛軍を保持し集団的自衛権をも行使できるようにする考えである。

2001年にアメリカで起きた同時多発テロをきっかけに、日本はアメリカが主導する「テロとの戦い」に協力して、自衛隊を海外に派遣し、インド洋上の艦船に対する燃料補給やイラクでの復興支援活動を始めた。【③】